16 村山市議会傍聴規則

(昭和42年9月25日議会規則第2号)

改 正 平成 3年9月19日 議会規則第2号 平成26年6月10日 議会規則第2号 村山市議会傍聴規則(昭和35年議会規則第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

- 第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名、年齢を傍聴 人受付票に記入しなければならない。
- 2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称、年齢、及び傍聴する者の人員を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴人の制限)

第4条 傍聴人が多数あるときは、議長はその人員を制限することができる。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

- 第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙等の意思を表示する物を携帯している者
- (5) ラジオその他、音響装置の類又は楽器等の音のする物を携帯している者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

- 第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 大きな声や音を発する等騒ぎ立てないこと。
 - (3) 威圧的な行動をしないこと。
 - (4) 帽子、外とう等を着用しないこと。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
 - (7) 携帯電話等音声を発する機器及び情報端末等の電源を切ること。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。
 - (8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映像等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、すみやかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する処置)

第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に 違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場さ せることができる。

附則

- この規則は、昭和42年11月1日から施行する。
 - 附 則(平成3年9月19日議会規則第2号)
- この規則は、平成3年11月1日から施行する。
 - 附 則(平成26年6月10日議会規則第2号)
- この規則は、平成26年7月1日から施行する。